お　知　ら　せ

◎令和５年分所得税確定申告納付期限　令和６年３月１５日（金）
（振替納税利用の場合の口座振替日　　令和６年４月２３日（火））

◎令和５年分消費税確定申告納付期限　令和６年４月１日（月）
（振替納税利用の場合の口座振替日　　令和６年４月３０日（火））

2024
2月号
vol.122

NEWS LETTER

＊令和5年分の所得税
確定申告の変更点

＊賃金改定にあたり最も重視したこと

＊Message From Staff
～スタッフ紹介一問一答～

平成８年２月１４日、私がこの業界に入った日である。確定申告期の最中であったが、当時は阪神大震災の復興が未だ進んでおらず、申告業務は所得税法に被災者救済の特別措置法が加わり、初心者の私は前後不覚のまま初めての繁忙期を過ごした。それから２８年が経ち、奇しくも能登半島で大地震が発生した。石川県の今年の確定申告業務を思うと、当時の経験を重ね心配してしまうが、遠くにいて何もできないことがもどかしい。ただ日々の報道に関心を寄せ、一日も早い復興を祈るだけである。

岡村　景明

OKAMURA
TAX ACCOUNTANT OFFICE
Management&Accounting

ミライズ
100年先の企業を考える

岡村税理士事務所
兵庫県神戸市灘区永手町５丁目 2-24-202
TEL：078-862-3186 ／ FAX：078-862-3187
URL：http://www.okamura-tax.jp/

令和５年分の所得税 確定申告の変更点

所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ）の確定申告時期にあわせ、令和５年分の申告からの主な変更点をご紹介します。

個人住民税の改正に伴う様式の変更

令和6年度の個人住民税から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式を、所得税と一致させることとなりました。たとえば、これまで上場株式等に係る配当所得について、所得税は総合課税、個人住民税は確定申告不要などと別々の課税方式を選択できましたが、これができないことになります。これにより、令和5年分以降用の所得税の申告書第二表の様式が一部変更されています。

総合課税の対象となる者の改正

上場株式等に係る配当所得について、必ず総合課税となる者（いわゆる「大口株主等」）の定義が次のとおり見直されました。

改正前（R5.9.30までに支払を受ける配当等）	改正後（R5.10.1以降に支払を受ける配当等）
発行済株式総数等の3%以上を保有する個人	同族会社保有分と合算して発行済株式総数等の3%以上を保有する個人

これにより、仮に改正後に総合課税の対象となる配当が特定口座（源泉徴収選択口座）内で源泉徴収されていたとしても、総合課税として確定申告が必要となります。

国外居住親族に係る扶養控除

国外に住んでいる扶養控除の対象となる者の年齢が30歳以上70歳未満の場合に、制限が設けられました。具体的には、①留学している、②障害者である、③生活費等として年38万円以上の支払を受けている、これら3つのうちいずれかに該当する必要があります。

青色申告決算書等の様式変更

事業所得を申告する場合の青色申告決算書に、売上金額や仕入金額の明細を記入する欄が新設されました。

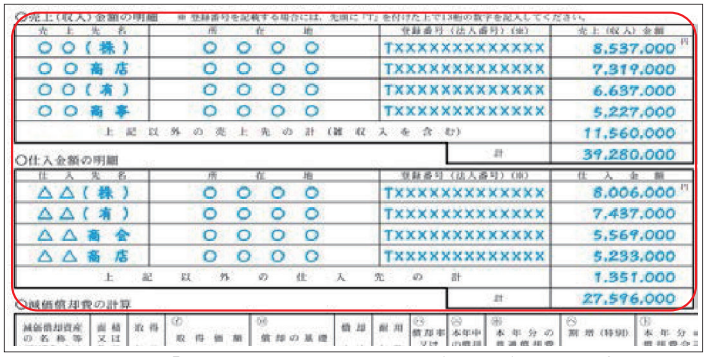

○売上（収入）金額の明細　※登録番号を記載する場合には、先頭に「T」を付けた上で13桁の数字を記入してください。

売上先名	所在地	登録番号（法人番号）(※)	売上（収入）金額
○○（株）	○○○○	TXXXXXXXXXXXX	8,537,000 円
○○商店	○○○○	TXXXXXXXXXXXX	7,319,000
○○（有）	○○○○	TXXXXXXXXXXXX	6,637,000
○○商事	○○○○	TXXXXXXXXXXXX	5,227,000
上記以外の売上先の計（雑収入を含む）			11,560,000
		計	39,280,000

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	登録番号（法人番号）(※)	仕入金額
△△（株）	○○○○	TXXXXXXXXXXXX	8,006,000 円
△△（有）	○○○○	TXXXXXXXXXXXX	7,437,000
△△商会	○○○○	TXXXXXXXXXXXX	5,569,000
△△商店	○○○○	TXXXXXXXXXXXX	5,233,000
上記以外の仕入先の計			1,351,000
		計	27,596,000

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等	面積又は数量	取得年月	㋑ 取得価額	㋺ 償却の基礎	償却方法	耐用年数	㋩ 償却率又は改定償却率	㋥ 本年中の償却期間	㋭ 本年分の普通償却費	㋬ 割増（特別）償却	㋣ 本年分の償却費の合計

出典：国税庁HP「令和５年分青色申告決算書（一般用）の書き方」https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2023/pdf/037.pdf 一部抜粋

また、収支内訳書にある売上金額や仕入金額の明細欄に、登録番号（法人番号）の記入欄が新設されました。

なお、令和５年分の所得税と消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の確定申告に係る法定申告・納期限、口座振替日は、次のとおりです。期限内の申告納付、振替口座の残高確認を忘れないようにしましょう。

	法定申告・納期限	口座振替日
所得税	令和6年3月15日（金）	令和6年4月23日（火）
消費税※	令和6年4月　1日（月）	令和6年4月30日（火）

（※）課税期間の特例適用者は、特例期間に応じた法定納期限・振替日
（参考）令和５年分の財産債務調書や国外財産調書の提出期限は、令和6年7月1日（月）です。

賃金改定にあたり最も重視したこと

2023年11月に、企業の賃金改定状況に関する調査結果※が公表されました。ここではその中から、賃金改定にあたり重視した要素をみていきます。

2023年の賃金改定状況

上記調査結果によると、2023年に1人平均賃金を引き上げた（引き上げ予定を含む）企業の割合は89.1%でした。反対に、引き下げた（引き下げ予定を含む）割合は0.2%でした。また、引き上げ実施企業における1人平均賃金の改定率は3.4%で、2022年より1.3ポイント増加しています。

改定で重視したこと

上記調査結果で、賃金改定を実施または予定している企業のうち、賃金改定にあたり最も重視した要素があると回答した割合は、87.2%でした。

賃金改定にあたり最も重視した要素では、企業の業績が36.0%で最も高く、労働力の確保・定着が16.1%、雇用の維持が11.6%で続いています。なお、企業の業績は徐々に割合が低下しています。2010年は60.4%だったものが、2019年は50.0%、2023年は前述のとおり36.0%という状況です。

物価の動向も重視

次に賃金改定にあたり最も重視した要素、そのほかに重視した要素2つに関する複数回答の結果をまとめると、下表のとおりです。

2022年、2023年の結果とも、複数回答であっても上位3つは最も重視した要素と同じでした。ただし、2022年からの増減をみると、物価の動向が20.3ポイント増加しています。物価の動向を重視した企業が増えていることがわかります。

物価の上昇を考慮した賃金引き上げは、雇用の維持や労働力の確保・定着のためにもなりますが、企業にとっては賃金改定にあたり重視すべき要素が増えて、業績にかかわらず、可能な範囲で賃金引き上げを実施せざるを得ない状況にあるともいえるのかもしれません。

賃金改定にあたり重視した要素
（最も重視したもの、そのほかに重視したものを2つまでの複数回答、%、ポイント）

	企業の業績	世間相場	雇用の維持	労働力の確保・定着	物価の動向	労使関係の安定	親会社又は関連（グループ）会社の改定の動向	前年度の改定実績	その他の要素
2022年	55.2	17.2	35.0	39.4	6.8	9.8	8.9	13.8	4.9
2023年	50.3	23.4	41.3	46.5	27.1	8.4	11.5	6.4	2.7
増減	-4.9	6.2	6.3	7.1	20.3	-1.4	2.6	-7.4	-2.2

厚生労働省「令和5年賃金引上げ等の実態に関する調査」より作成

※厚生労働省「令和5年賃金引上げ等の実態に関する調査」
日本標準産業分類による15大産業に属する常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民営企業のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した企業を対象に2023年7月～8月に行われた調査です。調査対象企業数は3,620社、有効回答率は52.5%となっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/23/index.html

Message From Staff
～ スタッフ紹介　一問一答 ～

①名前

阿部　和樹

②一言自己紹介

大学４年生

③入社してどのくらい

インターン生として１年と少し

④何時に寝て何時に起きる

平日　23:00 就寝　7:00 起床

休日　24:00 就寝　8:00 起床

⑤いま楽しみにしていること

卒業旅行

⑥一ヶ月毎日これしか食べれないと言われたら

納豆ご飯

⑦あなたの癒し

お風呂

⑧憧れの職業

税理士

⑨これから挑戦したいこと

一人暮らし

⑩ドラえもんの道具で欲しいもの

どこでもドア　国内、海外たくさん回れるから

⑪仕事の専門用語をひとつ教えて

未成工事支出金

⑫ちょっとした豆知識

サザエさんの新年一発目のじゃんけんは

30 年連続でチョキを出している

⑬事務所のある六甲道のいい所は

ご飯屋さんがたくさんあるところ

⑭ほしいもの（金額：小・中・大）

小：メガネ

中：財布

大：車

⑮あなたのキャッシュレス方法は

クレジットカード

⑯思い出の旅行先

徳島、琵琶湖、東京、沖縄

⑰常に持っていないと不安なもの

あめ、ガム

⑱やりたいサブスクリプション（希望価格も）

月 2000 円で好きなスポーツができる

⑲あなたの元気の源は

散歩、YouTube

⑳最後に一言

４月から社会人なので頑張ります

facebook やってます！！

インターン生が

毎週金曜日に更新中です！！

フェイスブック　岡村税理士事務所　検索

記事が良かったら いいね お願いします

URL：https://www.facebook.com/okamuratax/

岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線　六甲道駅下車徒歩１分